

市有地(元深草西浦南公園予定地)に係る

第1回「京都市市民等提案制度による市有地有効活用事業者選定委員会」 次第

開催日時：令和5年9月7日（木）
午前10時～

開催場所：京都市役所 分庁舎3階
建設局大会議室

- 1 開会、挨拶
- 2 委員の紹介、委員長及び委員長代理の選任【公開】
- 3 議題
 - (1) 募集要項（案）について【公開】
 - (2) 審査項目及び審査基準（案）について【非公開】
- 4 閉会

【配布資料】

- 資料1** 市有地（元深草西浦南公園予定地）に係る京都市市民等提案制度による市有地有効活用事業者選定委員会 委員名簿
- 資料2** 配席図
- 資料3** 京都市市民等提案制度による市有地有効活用事業者選定委員会設置要綱
- 資料4** 市有地（元深草西浦南公園予定地）の有効活用事業者の選定に係る募集要項（案）
（別紙1）同提出書類一覧・様式（案）P9～25
（別紙2）同審査項目及び審査基準（案）P26
（別紙3）定期借地権設定契約書（案）P27～P34
（参 考）位置図、現況写真、公図、求積図、登記簿謄本、地積測量図
- 資料5** 審査基準の詳細（案）

※ **資料4**の一部及び**資料5**は非公開

市有地（元深草西浦南公園予定地）に係る

京都市市民等提案制度による市有地有効活用事業者選定委員会 委員名簿

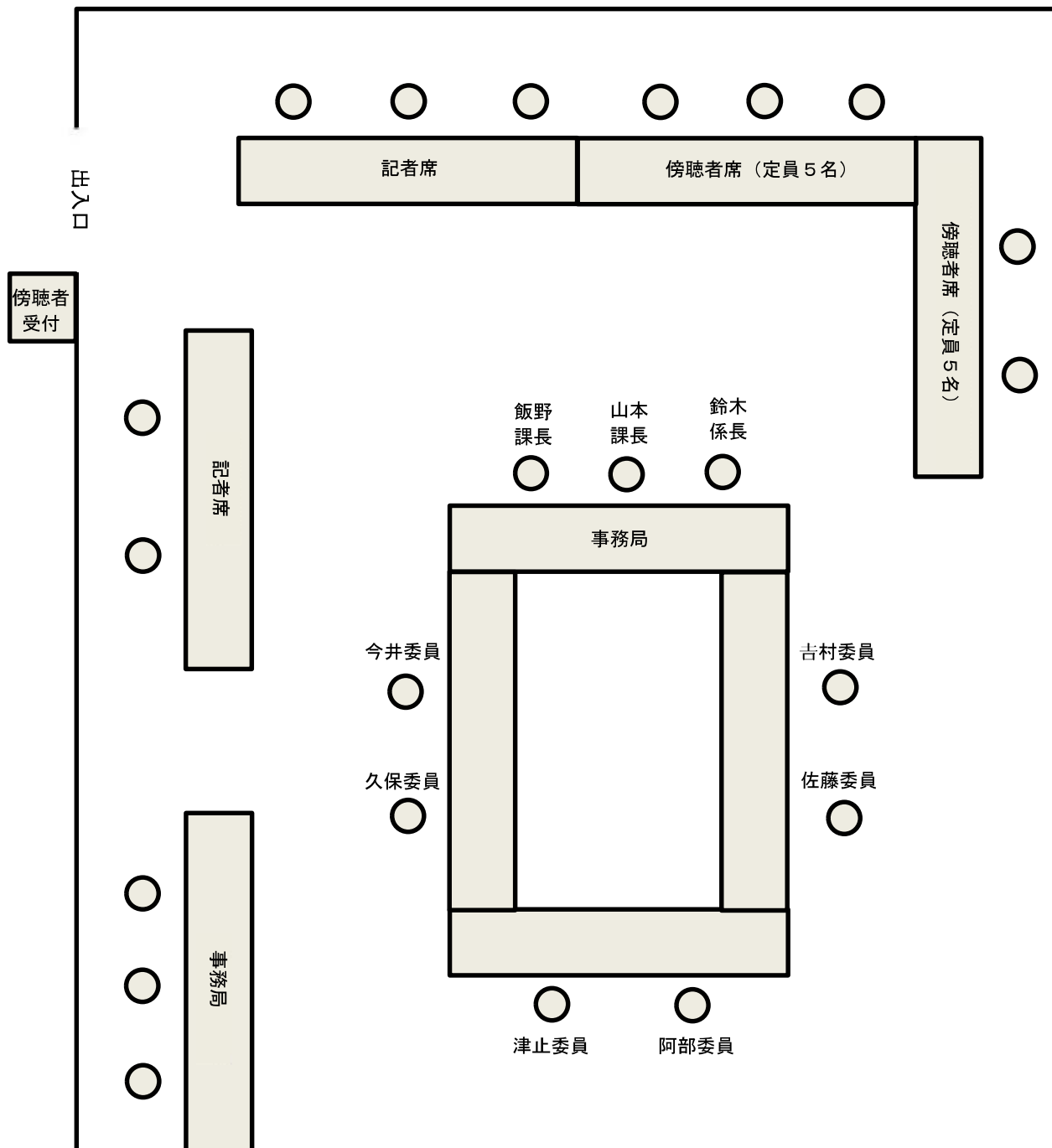
令和 5 年 9 月 7 日現在

氏 名	区 分	職 名
阿部 大輔	常任委員	龍谷大学政策学部教授
今井 真美	常任委員	市民公募委員
久保 穂積	特別委員	深草学区自治連合会会長
佐藤 陽子	常任委員	公認会計士
津止 正敏	特別委員	立命館大学産業社会学部教授
吉村 洋幸	常任委員	（公社）全日本不動産協会京都府本部副本部長

（五十音順・敬称略）

配 席 図

京都市役所 分庁舎 3 階 建設局大会議室



京都市市民等提案制度による市有地有効活用事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市公有財産及び物品条例（以下「条例」という。）第13条に規定する委員会として、京都市市民等提案制度による市有地有効活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、資産の有効活用に対する市民等からの提案内容について、京都市資産有効活用市民等提案制度実施要綱（以下「要綱」という。）第7条に定める庁内審査の結果に基づき、要綱第9条第1項による公募を実施する場合において、専門的な見地から、その募集要項及び応募者の提案内容の審査を行い、市有地の有効活用を行う事業者（以下「有効活用事業者」という。）を選定する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項に関する事項
- (2) 応募者からの提案内容の審査に関する事項
- (3) その他行財政局財政担当局長が必要と認める事項

(委員)

第4条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員は、常任委員と特別委員とする。
- 4 常任委員は、原則として要綱第9条第1項によるすべての公募の審議に加わるものとし、特別委員は、一つの提案に限り審議に加わるものとする。

(委員の任期)

- 第5条 条例第15条第1項に規定する常任委員の任期は、2年とする。ただし、新たに常任委員を選任するとき、常任委員を増員しようとするとき又は常任委員の欠員を補充しようとするときは、2年以内で市長が定める期間とする。
- 2 前項の規定に関わらず、特別委員にあっては、京都市が有効活用事業者を選定したときは解嘱されるものとする。
 - 3 委員と応募者の間に利害関係があると認めたときは、当該委員は審議に加わらないものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときは、市長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行財政局資産イノベーション推進室及び提案を受けた資産の所管局区等において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する（平成27年5月18日行財政局財政担当局長決定）。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する（平成29年3月28日行財政局財政担当局長決定）。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する（平成30年3月30日行財政局財政担当局長決定）。

附 則

この要綱は、平成30年9月19日から施行する（平成30年9月19日行財政局資産活用担当局長決定）。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する（令和2年3月30日行財政局資産活用担当局長決定）。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する（令和３年３月３１日行財政局財政担当局長決定）。

市有地（元深草西浦南公園予定地）の
有効活用事業者の選定に係る募集要項
（案）

令和 5 年 9 月
京 都 市

目 次

《募集要項本文》

1 趣 旨	1
2 本物件の概要	1
3 申込み資格	2
4 貸付条件及び審査基準	3
5 申込み手続	4
6 有効活用事業者の決定方法	5
7 有効活用事業者決定後の手続	6
8 契約の締結等	7
9 その他	7
10 スケジュール（予定）	8
11 問合せ先	8

《別紙及び様式》

（別紙１）提出書類一覧	9
〔様式１－１〕 申込書	12
〔様式１－２〕 構成員調書	13
〔様式１－３〕 事業費概算書（初期投資）	14
〔様式１－４〕 初期投資に伴う資金調達計画書	15
〔様式１－５〕 長期損益計画書（基礎資料）	16
〔様式１－６〕 事務遂行体制（活用計画を実現する体制）	17
〔様式１－７〕 事業運営実績書（活用計画と同種事業の運営実績）	18
〔様式１－８〕 暴力団排除条例に関する誓約書	19
〔様式２－１〕 活用計画①	20
〔様式２－１〕 活用計画②	21
〔様式２－１〕 活用計画③	22
〔様式２－１〕 活用計画④	23
〔様式２－２〕 施設の整備方法	24
〔様式３〕 借受希望価格書	25
（別紙２）審査項目及び審査基準	26
（別紙３）定期借地権設定契約書（案）	27

《参考図面類》

- ・ 位置図 ・ 現況写真 ・ 公図 ・ 求積図
- ・ 登記簿謄本 ・ 地積測量図

市有地（元深草西浦南公園予定地）の有効活用事業者の選定に係る募集要項

1 趣旨

今回、有効活用事業者を募集する市有地（元深草西浦南公園予定地）（所在地：伏見区竹田中川原町4番地）（以下「本物件」という。）について、市民や事業者等による自由な発想による提案を広く募集し、その提案に基づき有効活用を行う「京都市資産有効活用市民等提案制度」に基づき、提案者から活用の提案がありました。その提案は、福祉施設の利用に供する用地として活用するものであり、本市の施策に合致するものです。

そこで、本物件が福祉施設の利用に供されるよう、公募型プロポーザル方式により有効活用事業者を選定することとします。

本要項は、本物件の有効活用事業者を選定するために必要な事項を定めたものです。

なお、複数の事業者が共同して申し込むことも可能です。

＜公募型プロポーザル方式のあらまし＞

活用計画に関する企画提案を事業者から求め、学識経験者等で構成する市有地（元深草西浦南公園予定地）に係る「京都市市民等提案制度による市有地有効活用事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、申込みの内容を総合的に審査し、最も優れた事業者を有効活用事業者と決定します。

2 本物件の概要

【土地の表示】		
所在	地目	実測面積（㎡）
伏見区竹田中川原町4番地	雑種地	399.75
【位置】		
・近鉄「竹田」駅、地下鉄「竹田」駅から東方向へ約500m ・京阪「藤森」駅から西方向へ約900m ・京都市バス「竹田出橋」バス停前		
【公法上の規制等】		
近隣商業地域（建ぺい率80%、容積率300%）、高度地区（31m第1種地区） 第一種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）、高度地区（20m第2種地区） 町並み型建造物修景地区、居住誘導区域、既成都市区域		
【埋蔵文化財の有無】		
・周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。		
【その他】		
・土壌汚染調査及び地盤に関する調査は実施しておらず、土壌汚染の存在及び地盤の状態は不明です。 ・登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、平成初期の資料		

から当時建物が建っていたと推測され、除却に関する資料もなく、地下埋設物が存する蓋然性が低いと断言することができないため、地中レーダー探査（東西 1.5m 間隔、探査延長約 60 m、ユーティリティスキャンススマートシステム使用）を実施しました。その結果、南側隣接地（地番：32 番）と北側市道をつなぐ目的不明の埋設管（土被り 1.7m～2.1m）が、敷地を跨ぐ形で埋設されていることが確認されました。埋設管企業者への確認及び南側隣接地建物所有者と立会いの下で下水道への接続調査を行いました。現在使用されている埋設管であることは確認できませんでした。土地の利用にあたり、埋設管の撤去又は移設を要する場合は、南側隣接地建物所有者と必要に応じて協議してください。埋設管及びその他地下埋設物の撤去に要する費用は、有効活用事業者において負担するものとし、本市は負担しません。また、建物基礎等の埋設物は確認できませんでした。なお、試掘調査は実施していません。地歴及び地下埋設物の調査に利用した資料については、建設局みどり政策推進室執務室内において、閲覧に供します（詳細は 5 ページ）。

- ・フェンス、草木、水路状の構造物等を含めて現状有姿のまま貸付します。解体・撤去に要する費用は、有効活用事業者において負担するものとし、本市は負担しません。
- ・本物件南側のブロック塀は、南側隣接地（地番：32 番）の所有物件ですが、控え壁の一部が本物件の敷地に越境していることが確認されています。土地の利用にあたり、控え壁の撤去又は移設を要する場合は、南側隣接地建物所有者と必要に応じて協議してください。控え壁の撤去に要する費用は、本市は負担しません。
- ・本物件東側の深草西浦南公園及び南側隣接地（地番：32 番）との土地境界において、敷地間の往来ができないよう、高さ 1.5m 以上のフェンスを設置してください。フェンスの設置に要する費用は、有効活用事業者において負担するものとし、本市は負担しません。
- ・車両の乗り入れのための歩道の切り下げ等に要する費用は、有効活用事業者において負担するものとし、本市は負担しません。
- ・貸付契約の締結後、有効活用事業者は、引き渡された土地及び構造物に、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないもの（本市が知りながら契約候補事業者に告げなかった事実によるものを除きます。）があるときにおいても、履行の追完の請求、貸付代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

3 申込み資格

「1 趣旨」を踏まえ、申込みの資格を有する者は、次に該当しない者に限ります。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札に参加する資格を有しない者
- (2) 法人又はその代表者（個人にあつては、当該個人）が次に掲げる税等を滞納している者
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (3) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者

4 貸付条件及び審査基準

(1) 貸付条件

ア 本物件を活用するための契約

借地契約を締結します。

イ 用途（活用計画）

福祉施設の利用に供するものとします。

また、「はばたけ未来へ！京プラン2025（京都市基本計画）」（重点戦略「地域力・福祉力を高めて支え合うまちづくり戦略」）や新たな雇用の創出、市内事業者や地元産材の活用などに資する取組を計画してください。

ウ 契約期間

借地借家法第22条（定期借地権）に該当するものについては50年以上60年以内、同法第23条（事業用定期借地権）に該当するものについては10年以上50年未満の範囲内で、協議により定めます。

エ 契約の主な内容

(7) 借地借家法第22条又は第23条に基づく定期借地権を設定します。

契約の借地権は賃借権であり、地上権ではありません。

(1) 契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長はありません。

(9) 本市に対して、借地借家法第13条の規定による建物その他土地に附属させた物の買取りを請求することはできません。

(エ) 契約期間の満了の日までに、有効活用事業者の費用により、本物件上の建物及び土地に附属させた物を全て撤去したうえで本市に返却することとします。ただし、本市が建物等を撤去する必要があると認めるときは、この限りではありません。

オ 転貸等の禁止

契約期間中、本市が承認した場合を除き、次の事項を禁止します。

(7) 本物件の形状または形質を変更すること。

(1) 本件借地権の他の者への譲渡若しくは転貸、又は本件借地権に対して担保権その他の使用权若しくは収益を目的とする権利を設定すること。

(9) 本物件上の建物等を賃貸し、譲渡し、又は本物件上の建物等に対して担保権その他の使用权若しくは収益を目的とする権利を設定すること。

(エ) 本件借地権を、応募書類として提出した「(2)活用計画」に基づく利用目的以外に使用すること。

(オ) 本物件上の建物の増改築（軽微なものを除く。）をすること。

カ 最低貸付価格



※ 不動産鑑定評価に基づき設定しています。なお、土地の用途等の諸条件については、京都市資産有効活用市民等提案制度により提案を受けた内容を基に設定しています。

キ 保証金

本契約締結にあたって定めた貸付料の2年分に相当する額

【注意事項】

- 1 提案内容が、本市の許認可等が必要となるものであっても、契約の締結により、当該許認可等が予定されるものではありません。
- 2 本市の補助金を受けることができる施設整備及び事業を実施する場合であっても、契約の締結により、当該補助金の交付が予定されるものではありません。

(2) 審査基準

別紙 2 参照

5 申込み手続

(1) 申込み方法

ア 提出書類

申込事業者の概要、財務状況等、活用計画、借受希望価格の書類
詳細は「提出書類一覧」（別紙 1）のとおりです。

イ 提出期間

令和 5 年 9 月 15 日（金）から 11 月 17 日（金）まで（土日祝日除く。）
受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 提出方法

持参に限ります。

※ 提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出に来られる際は、事前に連絡をお願いします。

エ 提出場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所分庁舎 3 階
京都市役所建設局みどり政策推進室 （担当：米本、鈴木）

(2) 提出書類の取扱い

ア 無償使用

本市は、本物件の貸付において公表等必要な場合には、提出書類を許可なく無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しないものとします。

イ 提出書類の変更等の禁止

提出書類については、本市が特に認めた場合以外は、変更、差替え及び再提出を認めません。

(3) 費用の負担

申込みに関する費用は、全て申込事業者の負担とします。

(4) 質疑及び回答

ア 質疑者の資格

本要項中「3 申込み資格」を有する者とします。

イ 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。

送信先：京都市役所建設局みどり政策推進室 （担当：米本、鈴木）

ryokusei@city.kyoto.lg.jp

ウ 質疑の受付期間

令和5年9月19日（火）から10月2日（月）まで

エ 回答

令和5年10月6日（金）までに質疑回答書をホームページに掲載します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

（ホームページ URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000316914.html>）

(5) 現地見学の実施

ア 実施日時

令和5年9月27日（水） 午後2時から午後4時まで

イ 実施場所

伏見区竹田中川原町42番地

注 現地には駐車場がありません。車でお越しの際は近隣のコインパーキング等をご利用ください。

ウ 参加申込み

令和5年9月20日（水）17時までに、電話にて申込みを行ってください。

連絡先 京都市役所建設局みどり政策推進室 （担当：米本、鈴木）

電話：075-222-4113

(6) 地歴の調査に利用した資料の閲覧

本物件の地歴の調査に利用した資料等を閲覧に供します。

ア 閲覧期間

令和5年9月15日（金）から11月10日（金）（土日祝日除く。）

イ 閲覧時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 受付方法

電話で事前に閲覧希望日時をご連絡のうえ、お越しく下さい。

ただし、質問については、質疑の受付期間（10月2日（月）まで）しかお受けできませんので、ご注意ください。

エ 閲覧場所・連絡先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎3階

京都市役所建設局みどり政策推進室 （担当：米本、鈴木）

電話：075-222-4113

6 有効活用事業者の決定方法

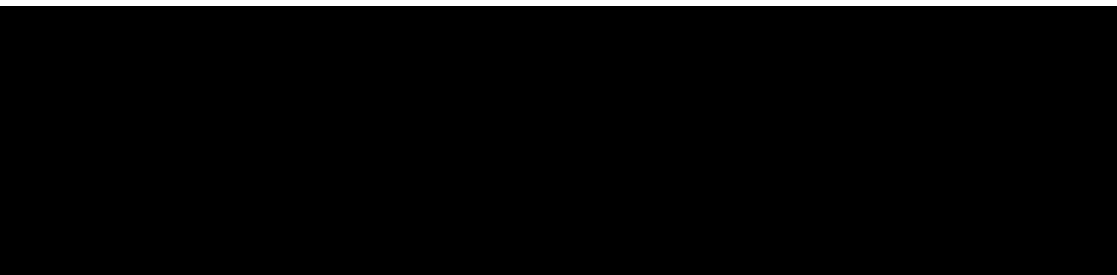
公募型プロポーザル方式により有効活用事業者を決定します。

(1) 活用計画の審査

応募者から提出された書類等を基に、学識者等で構成する選定委員会において、「審査項目及び審査基準」（別紙2）により活用計画等の審査を行います。

ア プレゼンテーションを行っていただき、また、ヒアリングを行います。詳細は、別途本市から連絡します。

イ
ウ
エ



オ 提出書類の内容が不適当と判断した場合又は各審査項目（各小項目）において1項目でも審査委員の過半数が不適当（0点）と判断した場合は、当該申込事業者を失格とする場合があります。

《選定委員会委員》

（50音順・敬称略）

氏 名	所属団体等
阿部 大輔	龍谷大学 政策学部教授
今井 真美	市民公募委員
久保 穂積	深草学区自治連合会会長
佐藤 陽子	公認会計士
津止 正敏	立命館大学 産業社会学部教授
吉村 洋幸	公益社団法人全日本不動産協会京都府本部副本部長

(2) 有効活用事業者の決定

本市が定める最低貸付価格以上の額を借受希望価格として提示した事業者で、かつ、最高の得点（ただし、 点以上）を獲得した者を有効活用事業者とします。応募者が1者の場合、得点が 点以上で有効活用事業者として適当と認められた時、その者を有効活用事業者とします。

なお、審査の結果、有効活用事業者として適当と認められる者がいない場合、有効活用事業者の選定を見送ることがあります。

(3) 審査結果の通知及び公表

本市は、有効活用事業者の決定後、速やかに応募者全員に審査結果を通知するとともに、一連の審査の結果の概要（審査結果、有効活用事業者名、提案内容等）を本市ホームページ等で公表します。

7 有効活用事業者決定後の手続

(1) 貸付金額の改定方法

従前の貸付金額に修正率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。修正率は、貸付金額の改定を行う年度の初日の属する年の前年の固定資産税路線価を、改定年の4年前の路線価で除して得た数値とします。

なお、従前の貸付金額に修正率を乗じて得た額と前年度の賃料とを比較して増減が5パーセントを超える場合は、賃料の改定を行う年度以降3年間は、次の表のとおり賃料を改定します。

(従前の貸付金額に修正率を乗じて得た額が前年度の賃料を上回っている場合)

第1年次	前年度の賃料×1.05
第2年次	第1年次の賃料×1.05と従前の貸付金額に修正率を乗じて得た額のいずれか低い方
第3年次	第2年次の賃料×1.05と従前の貸付金額に修正率を乗じて得た額のいずれか低い方

(従前の貸付金額に修正率を乗じて得た額が前年度の賃料を下回っている場合)

第1年次	前年度の賃料×0.95
第2年次	第1年次の賃料×0.95と従前の貸付金額に修正率を乗じて得た額のいずれか高い方
第3年次	第2年次の賃料×0.95と従前の貸付金額に修正率を乗じて得た額のいずれか高い方

(2) 契約締結

速やかに(別紙3)定期借地権設定契約書(案)に基づき、借地契約を締結します。

8 契約の締結等

(1) 公正証書の作成

借地契約の締結に当たり、公正証書を作成することとします。なお、公正証書の作成費用その他この契約の締結に必要な経費は、事業者の負担とします。

(2) 引渡し

契約締結後に保証金の納入を確認したうえで、本物件の引渡しを行います。

(3) 注意事項

有効活用事業者が、本物件を公序良俗に反する用途に供するおそれのあるときは、契約を締結しない場合があります。

9 その他

(1) 選定委員会委員との接触の禁止

選定委員会委員に対して、本件に関する接触(直接、間接を問わない)を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(2) 有効活用事業者の取消し

契約の締結までの間に、本市の承諾を得ず計画の主要な部分を変更するなど、有効活用事業者として不適当と認められる事情が生じたときは、有効活用事業者の決定を取り消すことがあります。この場合、次点者を有効活用事業者とします。

なお、この場合、本市に対する損害賠償の請求その他一切の請求は認めません。

(3) 使用する言語及び通貨単位

本件において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

(4) 有効活用事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合

ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがあります。

イ 当該事業者の決定を取り消したうえで、次点者を有効活用事業者とするか、再公募を行うことがあります。

10 スケジュール（予定）

募集要項の配布	令和5年9月15日（金）から11月17日（金）
地歴の調査に利用した資料の閲覧	令和5年9月15日（金）から11月10日（金）
申込み書類の受付期間	令和5年9月15日（金）から11月17日（金）
質疑の受付期間	令和5年9月19日（火）から10月2日（月）
現地見学	令和5年9月27日（水）
質疑の回答期限	令和5年10月6日（金）まで
選定委員会	令和5年11月下旬～12月上旬
有効活用事業者の決定	令和5年12月上旬
借地契約の締結	令和5年12月末まで（予定）

※ スケジュールは、変更となる場合があります。

※ 選定委員会において、プレゼンテーションを行っていただき、また、ヒアリングを行います。

11 問合せ先

京都市役所建設局みどり政策推進室（担当：米本、鈴木）

〒604-8571

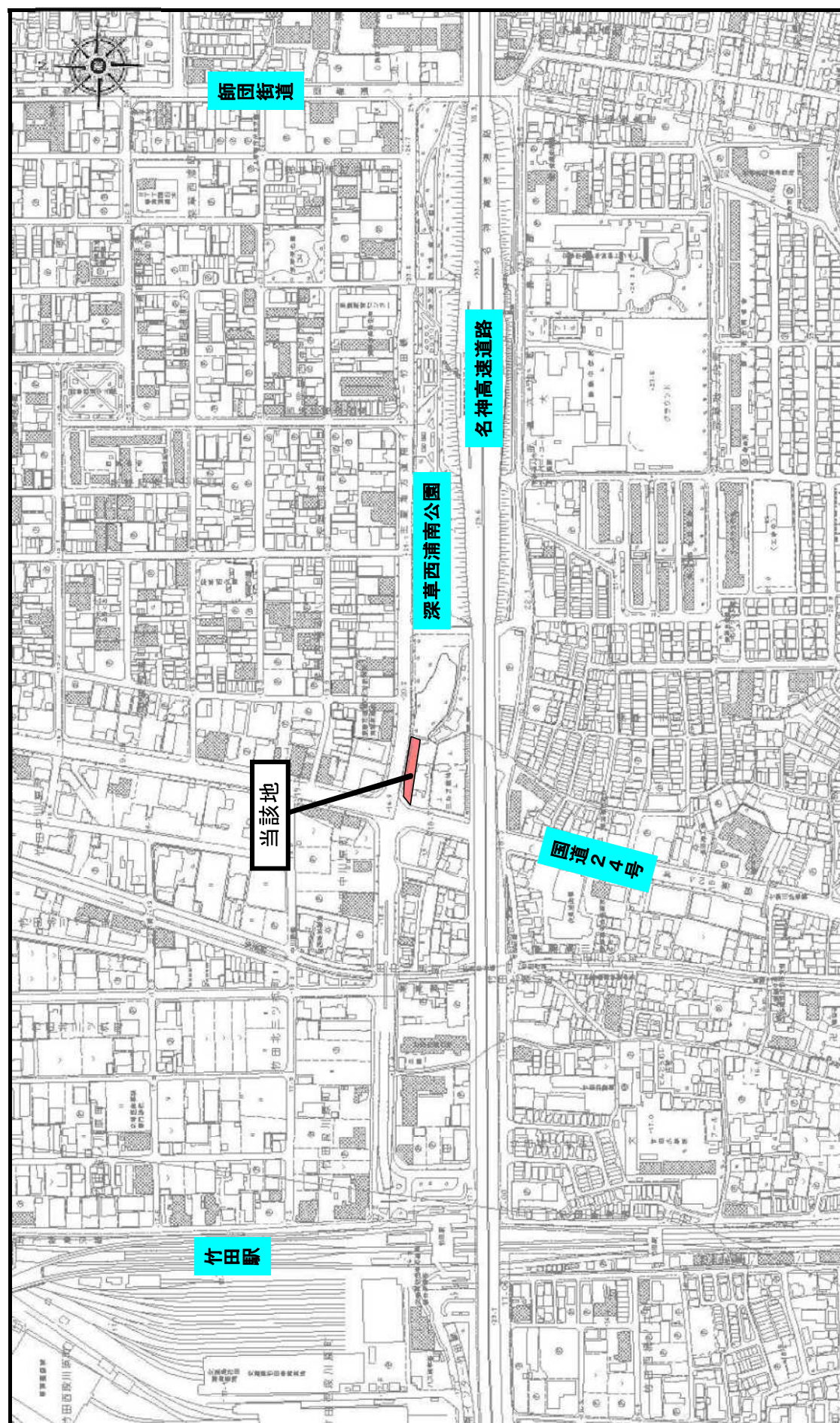
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎3階

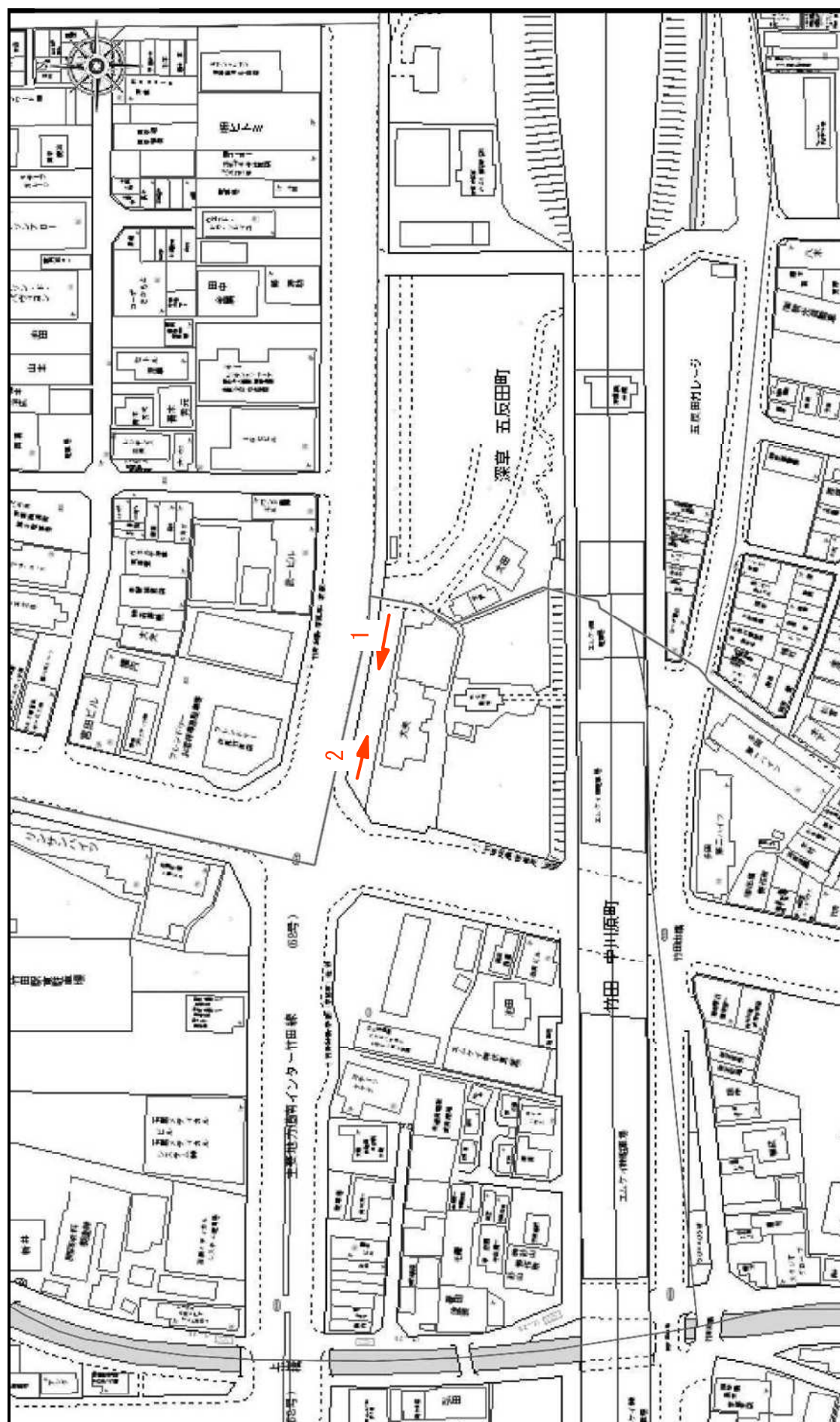
電話：075-222-4113

FAX：075-212-8704

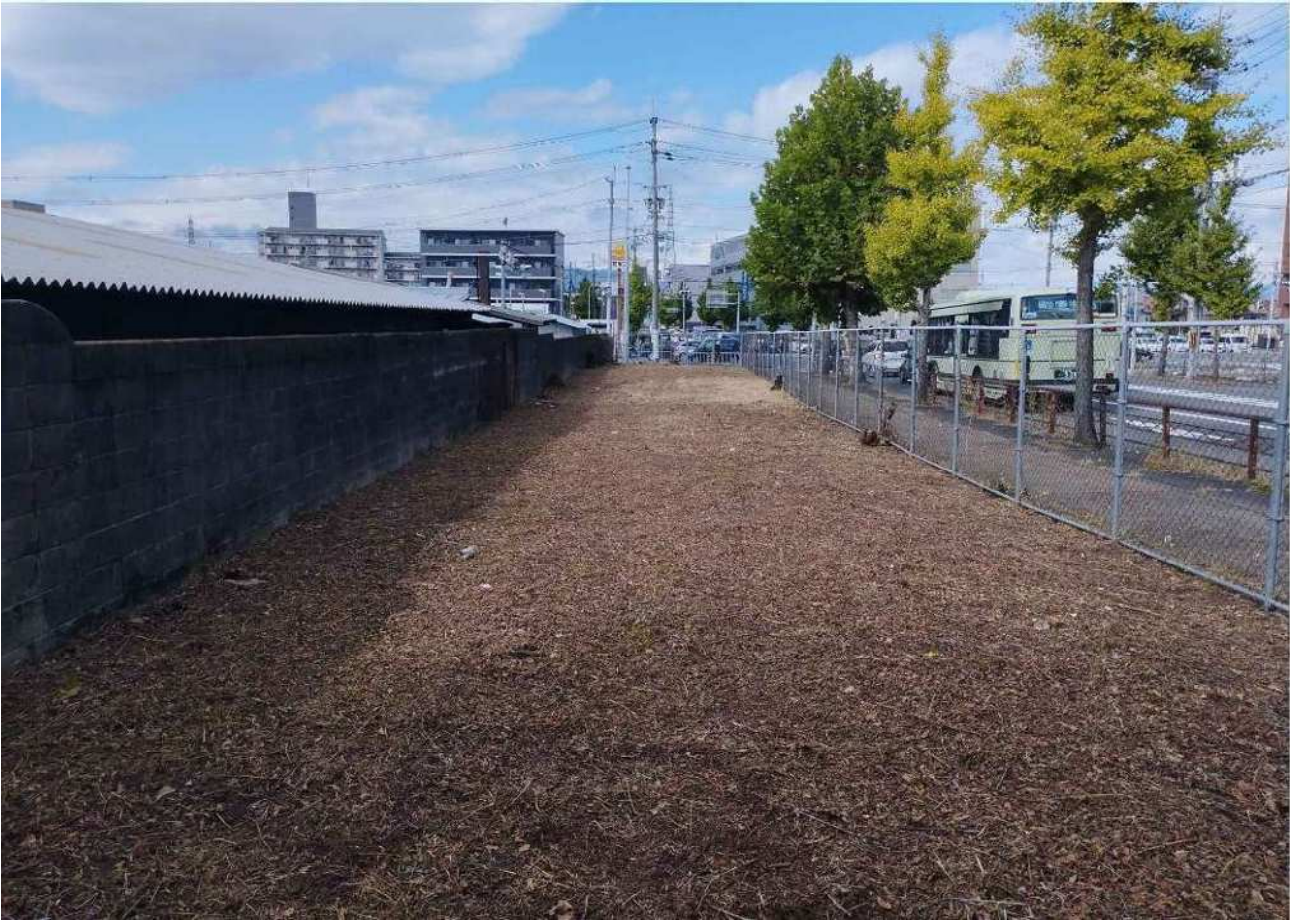
電子メールアドレス：ryokusei@city.kyoto.lg.jp

位置図





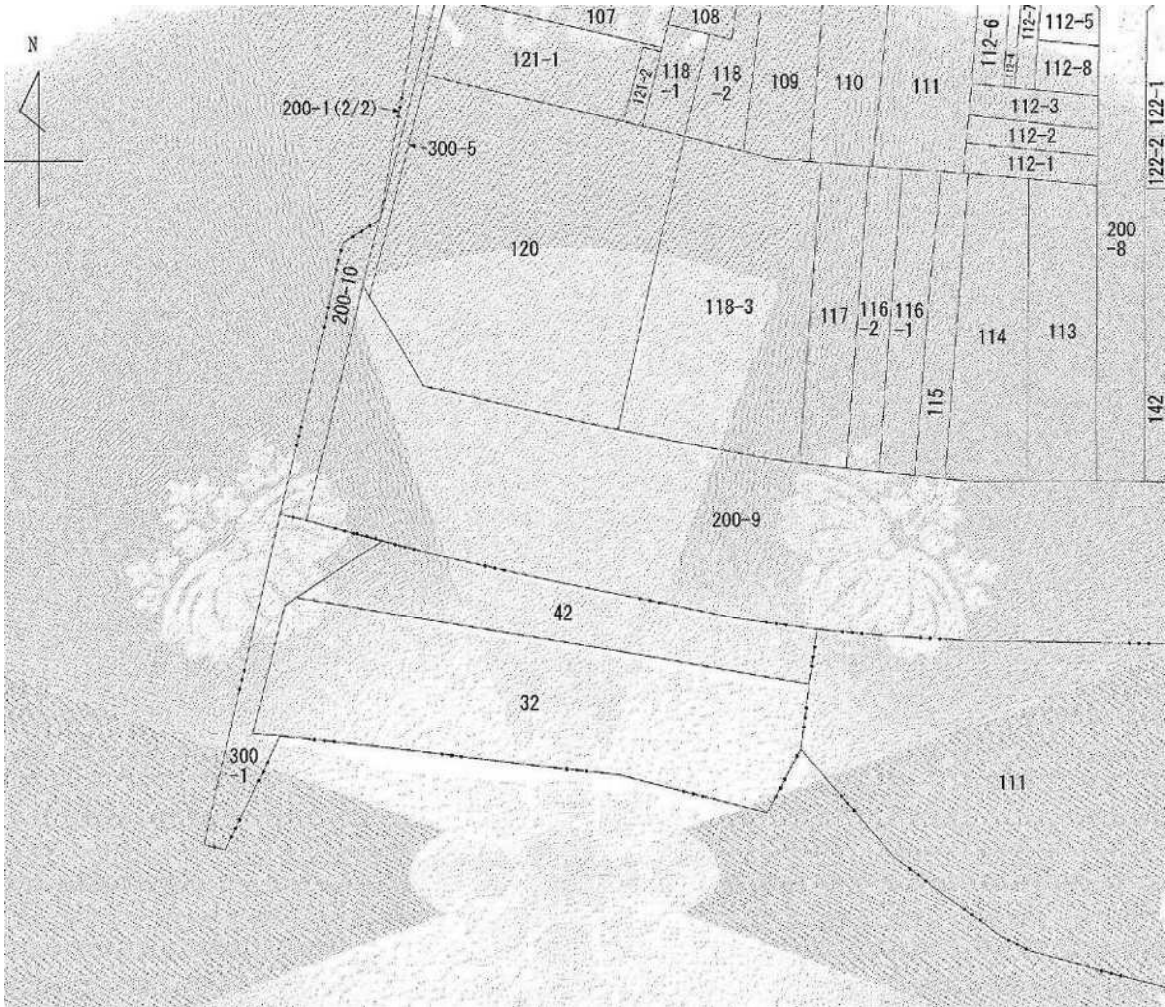
1



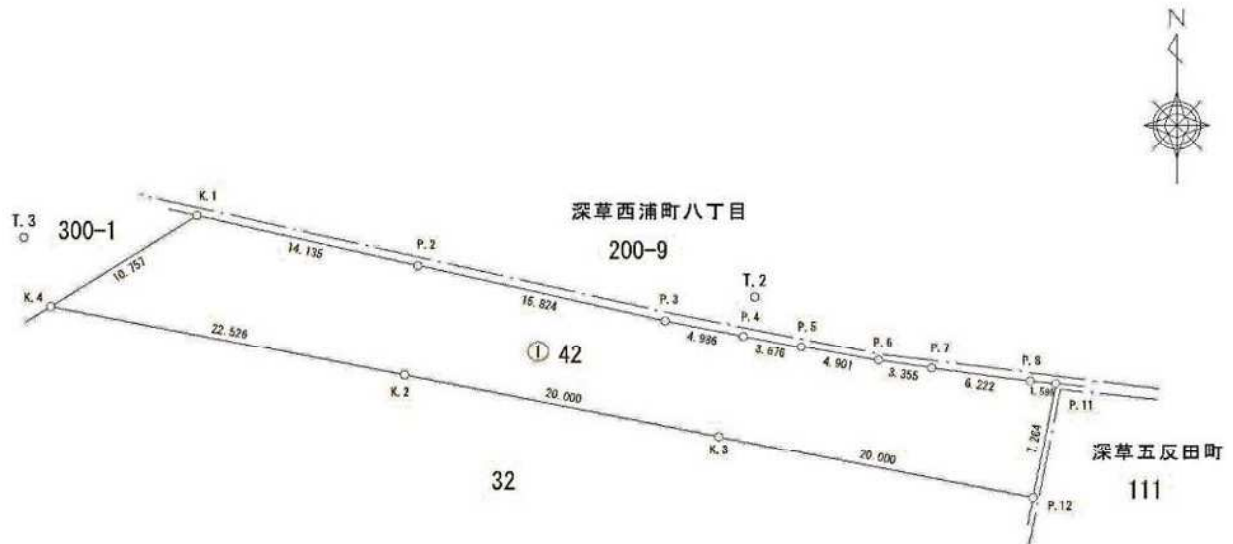
2



公図



求 積 図



求積表

地 番	① 42			
N0	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n × (Y _{n+1} -Y _{n-1})
K. 1	-115652.875	-21837.695	22.935	-2652498.688125
P. 2	-115655.987	-21823.907	29.233	-3380971.467971
P. 3	-115659.430	-21808.462	20.335	-2351934.509050
P. 4	-115660.404	-21803.572	8.501	-983229.094404
P. 5	-115661.093	-21799.961	8.439	-976063.963827
P. 6	-115661.934	-21795.133	8.146	-942182.114364
P. 7	-115662.431	-21791.815	9.487	-1097289.482897
P. 8	-115663.245	-21785.646	7.757	-897199.791465
P. 11	-115663.404	-21784.058	0.169	-19547.115276
P. 12	-115670.528	-21785.477	-21.047	2434517.602816
K. 3	-115666.691	-21805.105	-39.257	4540727.288587
K. 2	-115662.855	-21824.734	-41.737	4827420.579135
K. 4	-115658.535	-21846.842	-12.961	1499050.272135
合 計				799.515294
合 計 面 積				399.7576470
地 積				399.75 m ²

表 題 部		(土地の表示)		調製	平成8年6月6日	不動産番号	1310000084938
地図番号	余 白			筆界特定	余 白		
所 在	京都市伏見区竹田中川原町					余 白	
① 地 番		② 地 目	③ 地 積		m ² 原因及びその日付〔登記の日付〕		
42番		公園	433		土地区画整理法による換地処分の換地 〔昭和45年3月5日〕		
余 白		余 白	余 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年6月6日		
余 白		余 白	399		③錯誤 〔令和5年5月23日〕		
余 白		雑種地	余 白		②令和5年6月1日地目変更 〔令和5年7月13日〕		
所 有 者	京 都 市						



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記録されている事項はない。

令和5年8月2日
京都地方法律局伏見出張所

登記官

中 本 正 司



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D65727 (1/1)

1/1

これは図面と記録されたもの写真を証明しに提出する
 令和二年五月二日 京都地方裁判所 役岡田 張所

京都地方法院判決出張所

22

母长育同



請求番号: 15-2

地土積地 在所測量

地 番 42番

所在地
東京都中央区田中川原町

題詞

[illegible]

地番	面積
14	500.756470 m ²

利藏午月日 令和 5年 2月 1日

【陸兵要書】「陸兵要書」

品名	数量	單位	金額	備註
生絲	100	担	10000	
熟絲	50	担	5000	
生絲	200	担	20000	
熟絲	100	担	10000	
生絲	300	担	30000	
熟絲	150	担	15000	
生絲	400	担	40000	
熟絲	200	担	20000	
生絲	500	担	50000	
熟絲	250	担	25000	
生絲	600	担	60000	
熟絲	300	担	30000	
生絲	700	担	70000	
熟絲	350	担	35000	
生絲	800	担	80000	
熟絲	400	担	40000	
生絲	900	担	90000	
熟絲	450	担	45000	
生絲	1000	担	100000	
熟絲	500	担	50000	
生絲	1100	担	110000	
熟絲	550	担	55000	
生絲	1200	担	120000	
熟絲	600	担	60000	
生絲	1300	担	130000	
熟絲	650	担	65000	
生絲	1400	担	140000	
熟絲	700	担	70000	
生絲	1500	担	150000	
熟絲	750	担	75000	
生絲	1600	担	160000	
熟絲	800	担	80000	
生絲	1700	担	170000	
熟絲	850	担	85000	
生絲	1800	担	180000	
熟絲	900	担	90000	
生絲	1900	担	190000	
熟絲	950	担	95000	
生絲	2000	担	200000	
熟絲	1000	担	100000	

1999年 二 勁樂出版社

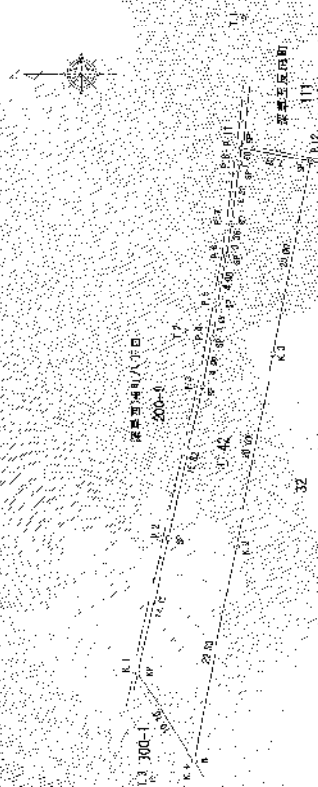
作 成 者 京都市中京区竹屋町通富小路東入角店而429番地
公益社団法人 京都公共履歴計登記士作家室調査士協会
京都市西京区山田草露町2番地1-1
土曜家庭園遊園地至玉 山内利隆 (金沢市玉)

公益社団法人 京都公共幅設登記士地家
京都市西京区山田草塚町2番地111
土地家屋調査士 山内利隆

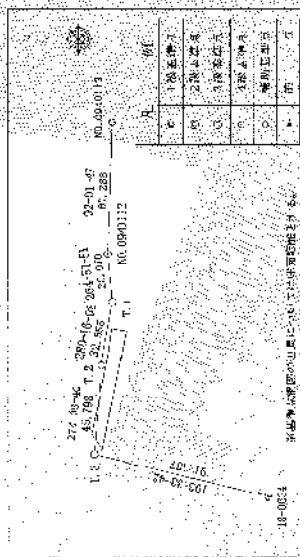
民國三年五月十二日作成

人言母 京都市 豐川 大佐 佐

縮尺 1/250



利 益 長 期 的 一 一 2300



片	例
七	1 炮五进一
四	2 炮六进五
三	3 炮六进六
六	4 炮六进六
〇	5 炮六进六
一	6 炮六进六

「下は、東京の地下鉄、上は、東京の空」

新編
全圖
日本交通圖
トート
トート
トート

新編
全圖
日本交通圖
トート
トート
トート